

市内在住・在勤の人及び市内の企業者を対象とした  
社会保険及び労務関係相談を開催します！

- 私の年金はどれくらいもらえるのか
- 育児や介護の休業制度の利用や給付内容を教えて欲しい
- 治療期間中の所得保障や高額療養についての制度を知りたい
- 社員を採用したいが社会保険の手続きがわからない
- 雇用契約がはっきりせず身分が不安定な気がする

こうした悩み事はありませんか。  
社会保険労務士が相談に応じます。

【石岡地区】第2土曜日又は第3水曜日 時間：午前9時～正午 場所：東地区公民館会議室 開催日：10／12(土), 11／20(水) 12／14(土), 1／15(水), 2／8(土)	【八郷地区】第2土曜日又は第3水曜日 時間：午前9時～正午 場所：中央公民館相談室 開催日：10／16(水), 11／9(土) 12／18(水), 1／11(土), 2／19(水)
---	--

※相談場所の地図は、裏面をご覧ください。

- 相談時間：1回当たり30分程度です。
- 相談費用：無料
- 申込方法：電話または、商工観光課窓口へ直接申し込み。

予約申し込み票 平成 年 月 日

氏名・事業者名	
対象要件	<input type="checkbox"/> 市内在住 <input type="checkbox"/> 在勤 <input type="checkbox"/> 事業者
連絡先	TEL
希望日時	月 日 午前 時 分～
相談内容	<input type="checkbox"/> 社会保険( ) <input type="checkbox"/> 労働保険 <input type="checkbox"/> 雇用 <input type="checkbox"/> 労働問題 <input type="checkbox"/> 就業規則 <input type="checkbox"/> 助成金 <input type="checkbox"/> その他( )

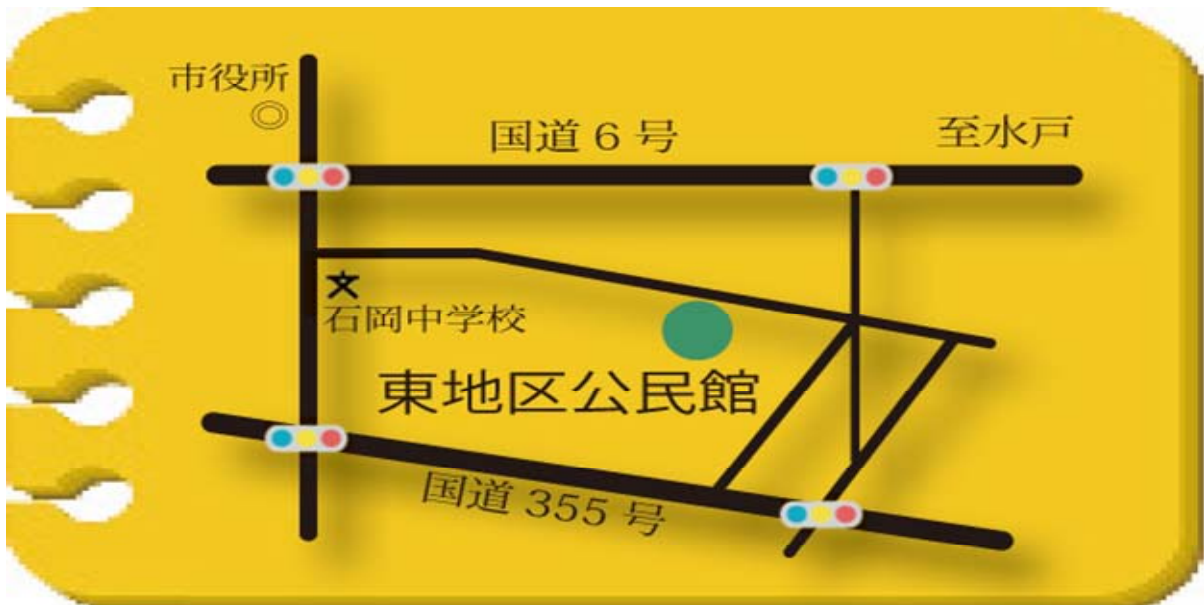
申し込み及び問い合わせ

石岡市経済部商工観光課石岡事務所 0299-23-1111(内485)

### ★社会保険労務士とは・・・

労働関連法令や社会保障法令に基づく申請書・届出書・報告書・審査請求書・異議申立書等の書類作成代行等を行い、また企業を経営して行く上での労務管理や社会保険に関する相談・指導を行う事を職業とする為の資格。そしてそれを職業とする者。加えて、特定社会保険労務士としての付記を前提として、労働紛争に伴う裁判外紛争解決手続制度の代理業務を行う者。

### 【石岡地区】



### 【八郷地区】

